

畜産とくつく情報

平成 16 年 1 月 13 日
(通算 第 51 号)
問い合わせ先
長野県庁畜産課
電話:026-235-7232

高病原性鳥インフルエンザが発生しました！！

平成 16 年 1 月 11 日、山口県阿武郡阿東町の採卵鶏農場(34,640 羽飼養)において、家畜伝染病に指定されている高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。国内では 1925 年の発生以来、79 年ぶりの発生となります。

鶏を飼養している方は、普段から飼養環境を衛生的に維持するとともに鶏の健康状態に注意し、万が一この病気を疑う症状を発見した場合には、ただちに最寄りの家畜保健衛生所または診療獣医師へ連絡してください。

高病原性鳥インフルエンザとは

区 分	内 容
病原体	鳥インフルエンザのうち、死亡率が高いか、ウイルスが変化して死亡率が高くなる可能性のある特定のウイルスによるもの
感受性動物	鶏、あひる、七面鳥、うずら等
感染経路	鳥から鳥へ直接感染するだけでなく、水、排泄物等を介しても感染
症状	・突然の死亡率の上昇があり、高い場合には 100%に達する。 ・臨床症状は肉冠・肉垂のチアノーゼ、出血、壊死、顔面の浮腫、脚部の皮下出血、産卵低下又は停止、神経症状(首曲がり、元気消失等)、呼吸器症状、消化器症状(下痢、食欲減退等)等であるが、甚急死亡例ではこれらの病変が認められないことが多い。
発生状況	・香港、中国、米国、ドイツ、韓国等世界各地で発生 ・最近では平成 15 年 12 月 15 日韓国において発生が報告されている。 ・日本では、1925 年以来今まで発生がなかった。
予防方法	・ワクチンがないため、飼養環境の消毒によりウイルスの侵入を防ぐ ・消毒について(一般的な消毒薬は効果がある。) 対象物に応じ、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、蒸気等

人への感染について

生きた鳥との接触により、人に感染した例が知られているものの、食品(鶏卵、鶏肉)を食べることによりインフルエンザウイルスが人に感染したという報告は世界的にありません。

防疫対応について

1 発生県（山口県）の対応

ア 初動防疫措置として、発生農場について既に部外者の農場への立入制限、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒等を実施している。

イ 今後、公衆衛生部局とも連携しつつ、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における移動の制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置をとることとしている。

* 移動の制限：鶏等の家きん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、当面、発生農場を中心とした半径 30km 以内の区域で実施

2 本県の対応

ア 現地概況の確認

・現地機関による鶏の多数死亡等の情報があるか確認

イ 県内鶏等飼養農家の現状調査（1月13日から開始）

・主な対象農家：採卵鶏 50 戸、ブロイラー 34 戸 他

・調査内容：飼養規模（種類、羽数）、死亡等の有無及び状況、雛の導入元、生產品の出荷先等

ウ 情報提供

・畜産とくток情報、家畜衛生情報等による鶏等飼養農家に対する疾病の状況、対応等に対する情報の提供等

・県ホームページを通じた情報の提供

家畜保健衛生所の連絡先

鳥インフルエンザを疑う鳥を発見した場合は、最寄りの家畜保健衛生所あてご連絡ください。

家畜保健衛生所名	電話番号	F A X 番号	E - M a i l	担当者
佐久家畜保健衛生所	0267-62-4123	0267-63-3002	sakukachiku@pref.nagano.jp	平沢久史
上田支所	0268-23-1260	0268-25-7160	sakukachiku-ueda@pref.nagano.jp	金井義宏
伊那家畜保健衛生所	0265-72-2782	0265-72-2765	inakachiku@pref.nagano.jp	小室徳宏
飯田家畜保健衛生所	0265-53-0439	0265-53-0441	iidakachiku@pref.nagano.jp	伊東光
松本家畜保健衛生所	0263-47-3223	0263-47-0101	matsukachiku@pref.nagano.jp	小林和夫
長野家畜保健衛生所	026-226-3659	026-227-2665	nagakachiku@pref.nagano.jp	斉藤富士雄
長野県農政部畜産課衛生係	026-235-7236 (直通)	026-232-0764	tikusan@pref.nagano.jp	金井信樹

(衛生係)